

全部隊長
全機関の長 殿

航空幕僚長
(公印省略)

航空自衛隊における手もとに保管する現金の限度額に係る事務取り扱いに関する特例について（通達）

標記について、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第9条に基づく航空自衛隊における手もとに保管する現金の限度額に係る事務取り扱いに関する特例に関する協議に基づき、別紙により実施されたい。

添付書類：別紙「現金の手もと保管の特例に関する会計事務処理要領」

配布区分：第3術科学学校長（第2科）

分類番号：A-40-030

保存期間：10年

保存期間満了時期：2033. 3. 31

作成年度：2022年度

枚数：3枚

開示判断：開示

現金の手もと保管の特例に関する会計事務処理要領

1 目的

この要領は、出納官吏事務規程第9条に基づく航空自衛隊における手もとに保管する現金の限度額に係る事務取り扱いに関する特例に関する協議に基づく会計事務処理について必要な事項を定め、もって円滑な会計事務の実施を図ることを目的とする。

2 現金の手もと保管の特例の要件

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第84条の4第1項に規定する在外邦人等の輸送に係る活動、同法第84条の5第2項第3号に規定する国際緊急援助活動及びそれらに準ずる活動に係る経費に限り、航空自衛隊会計事務取扱規則（昭和48年航空自衛隊達第2号。以下「会計規則」という。）第24条ただし書の規定を適用するものとする。ただし、それらの会計事務を行うために任命された資金前渡官吏に交付された現金（以下「前渡資金」という。）に限る。
- (2) 前号の在外邦人等の輸送に係る輸送及び国際緊急援助活動に準ずる活動については、防衛大臣の命令に基づき実施する活動のうち、外国において行う、予見可能性が極めて低く、即応性が求められる活動として航空幕僚長が指定する活動に限る。
- (3) 上記活動に係る対応を行う基地は、千歳基地、入間基地、小牧基地及び美保基地とする。

3 資金前渡官吏の任命

- (1) 前項の資金前渡官吏については、第2航空団、中部航空警戒管制団、第1輸送航空隊及び第3輸送航空隊に所属する会計職域にある幹部で、空幕任第799号（平成31年4月1日）により、要員候補者に指定された隊員のうち1名を任命するものとする。
- (2) 資金前渡官吏の任命上申は、会計規則第4条第2項及び空幕会第216号（平成28年4月25日）に基づき実施するものとする。

4 前渡資金の手もと保管

- (1) 第2項に規定する活動において、会計事務を行うために任命された資金前渡官吏は、出納官吏事務規程第3条の規定により手もとに保管することができる。手もとに保管する現金は、資金前渡官吏1名につき26万ドルの限度額内において、活動に従事する航空機や当該航空機の運航に係る人員数等の規模を勘案して積算したものとする。
- (2) 資金前渡官吏が手もとに保管する現金の通貨は、アメリカ合衆国ドルとする。
- (3) 資金前渡官吏は、関係法令を遵守するとともに、各基地経理規則に基づき、現金亡失防止のための必要な対策を講じた上で保管するものとする。

(4) 資金前渡官吏は、会計規則第47条の日日点検を実施するものとする。

5 帳簿金庫の検査

- (1) 会計規則第44条の毎月検査及び資金前渡官吏の交替があったときに実施する交替検査の検査員については会計規則第43条の規定に基づく検査員とし、資金前渡官吏の廃止があったときに実施する交替検査の検査員については航空幕僚監部総務部会計課長とする。
- (2) 資金前渡官吏が交替する場合で、新たに資金前渡官吏に任命される隊員が交替日に不在となる場合は、資金前渡官吏が所属する基地の会計隊長を代理官に指定し、引き継ぐものとする。代理官の任命上申については、会計規則第4条第2項によるものとする。